

マンガでよくわかる!

解体

工事

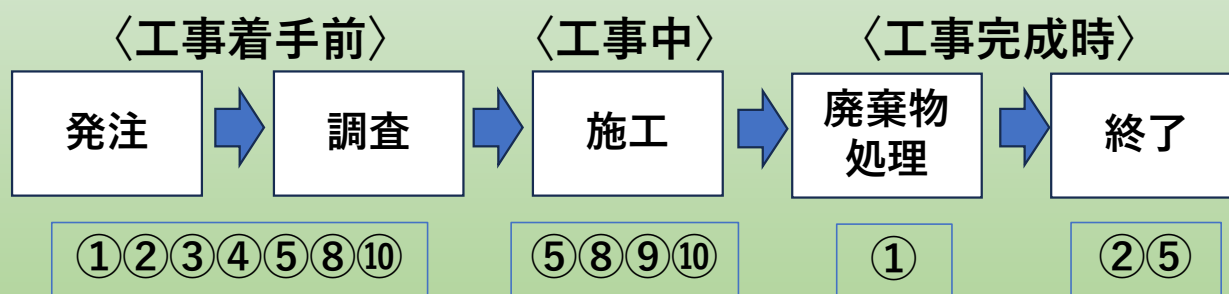
元請編

令和6年度建設系廃棄物適正処理セミナー

「マンガでよくわかる解体工事（元請編）」を読む

Scene 0 本セミナーで解説する関係法令一覧

- 【1】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 【廃棄物処理法】
- 【2】 三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例 【産廃条例】
- 【3】 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 【フロン排出抑制法】
- 【4】 特定家庭用機器再商品化法 【家電リサイクル法】
- 【5】 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 【建設リサイクル法】
特定建設資材に係る分別解体等に関する省令 【分別解体等省令】
- 【6】 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 【労働保険徴収法】
- 【7】 建設業法
- 【8】 建築基準法
- 【9】 労働安全衛生法
石綿障害予防規則
- 【10】 大気汚染防止法



- この冊子は解体工事に係る主な法令、条項を抽出し解説するものです。
全ての法令を網羅するものではありませんのでご承知おきください。
- この冊子は令和5年3月31日時点での法令を参考に作成しています。

Scene 0 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

家庭生活や事業活動から排出される廃棄物について、その排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としています。

同法では、排出される廃棄物の処理責任の所在や、廃棄物の処理基準、廃棄物の処理を委託する場合の基準等が定められています。

一般廃棄物

廃 棄 物

産業廃棄物

国 ・ 基本方針の策定 ・ 処理基準、施設基準等の設定 ・ 緊急時の対応 等

市町村 処理責任

- ・ 一般廃棄物処理計画を策定
- ・ 域内の廃棄物を生活環境保全上支障が生じないように処理基準に従い処理

排出者 処理責任

- ・ 産業廃棄物を自ら処理
- ・ 産業廃棄物処理基準等の遵守
- ・ 委託基準の遵守

市町村

都道府県

一般廃棄物処理業者

- ・ 事業の許可
- ・ 一般廃棄物処理基準等の遵守

一般廃棄物処理施設

- ・ 設置、譲渡等の許可

産業廃棄物処理業者

- ・ 事業の許可
- ・ 産業廃棄物処理基準等の遵守

産業廃棄物処理施設

- ・ 設置、譲渡等の許可

監督

許可
監督

都道府県

Scene 0 三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例

三重県環境基本条例の理念にのっとり、産業廃棄物の不適正処理に関する措置その他必要な事項を定め、産業廃棄物の適正な処理の推進を図り、もって県民の現在および将来の生活環境の保全に資することを目的とし、次のような規定が設けられています。

対象者	主な規制の内容
産業廃棄物を排出する事業者	処分を委託する際の委託先の能力の確認 産業廃棄物を発生場所以外での保管する際の届出
県外排出事業者	三重県内に産業廃棄物を搬入しようとする際の届出
解体工事の受注者（元請業者）	発注者に対する産業廃棄物の適正処理に関する説明及び報告
土地の所有者	適正な土地の管理と産業廃棄物の不適正処理発見の際の通報
処理施設の設置を計画している者 （特別管理）産業廃棄物処理業者	関係住民との合意形成手続き 毎年度の処理実績の報告
PCB廃棄物の保管事業者	紛失や破損の際の適切な措置と県への届出

Scene 0 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

オゾン層の破壊や地球温暖化の原因物質とされるフロン類の回収・破壊とともに、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な対策を講じていくことを目的として平成27年4月に施行されました。

フロン類は強力な温室効果ガスです!

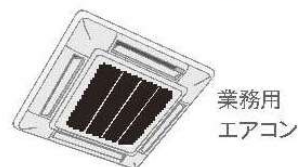
フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100~10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。



フロン類の大気放出は法律(フロン排出抑制法)違反となります

フロン排出抑制法では、フロン類(CFC、HCFC、HFC)を使用している「**業務用**のエアコン・冷凍冷蔵機器(第一種特定製品)」の廃棄等の際に**フロン類の回収を義務づけています**。

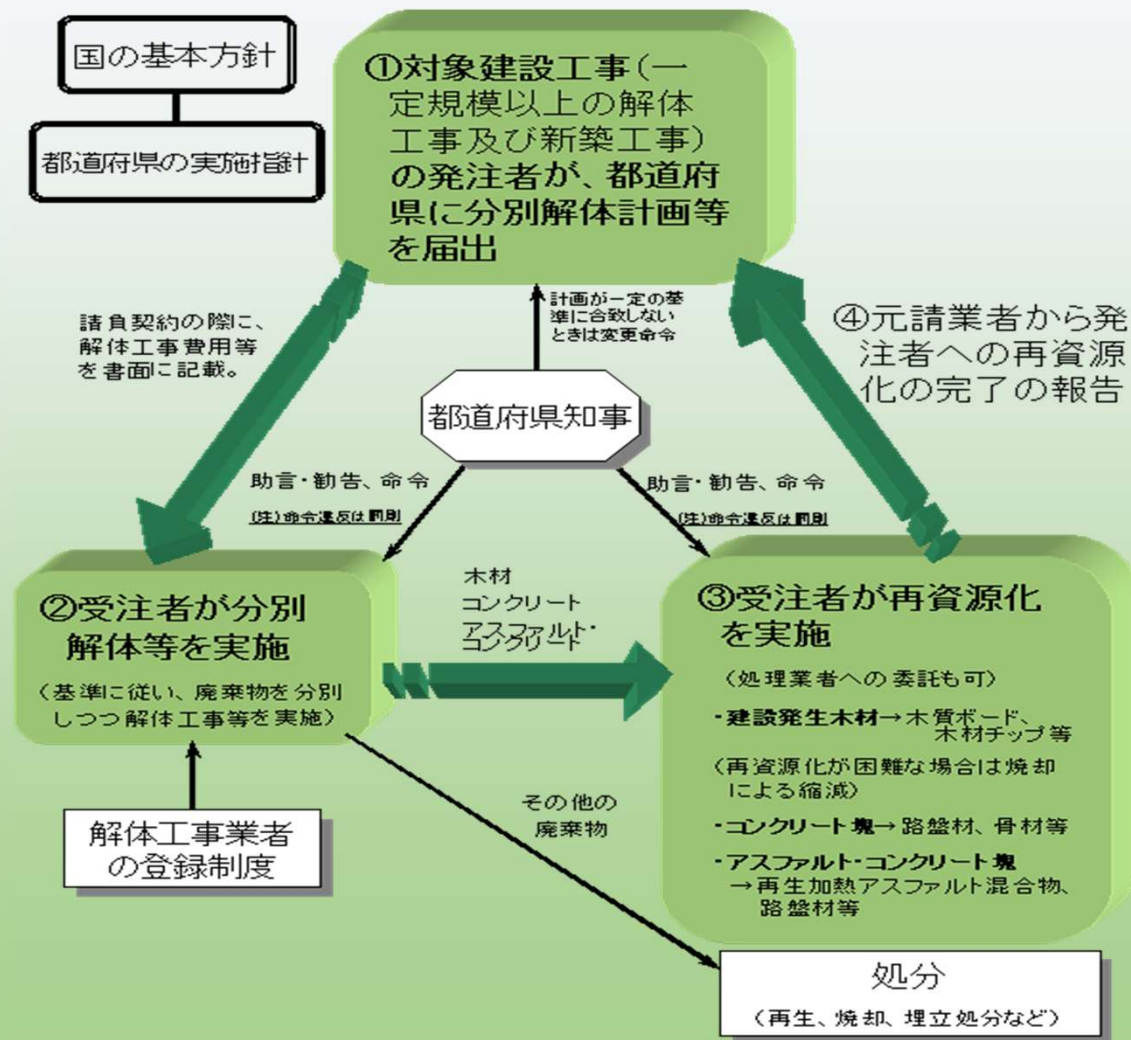
(フロン排出抑制法の対象となる第一種特定製品の例)



Scene 0 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

建設工事に伴って排出される建設廃棄物について、資源の有効な利用を確保する観点から、再資源化を行い、再び利用していくため、平成12年5月に建設リサイクル法が制定されました。

建設リサイクル法では、**特定建設資材**（コンクリート（プレキャスト板等を含む。）、アスファルト・コンクリート、木材）を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に**特定建設資材**を使用する**新築工事等**であって一定規模以上の建設工事（対象建設工事）について、その受注者等に対し、**分別解体等及び再資源化等**を行うことを義務付けています。



Scene 0 大気汚染防止法

大気汚染に関して、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することなどを目的として昭和43年に制定されました。同法では工場や事業場から排出又は飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準等が定めており、大気汚染物質の排出者等はこの基準を守らなければならないとされています。

石綿（アスベスト）については、建築物等の解体、改造、補修作業を行う際には、**特定建築材料が使用されているか否かの調査**（事前調査）を行い、使用されている場合は、**石綿飛散防止対策**（作業基準の遵守）が義務づけられているほか、**吹付け石綿、石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材に係る作業については、事前に都道府県等に届出**を行う必要があります。

ご自宅のリフォーム・取り壊しを御検討の方へ

環境省 アスベスト調査に関するお知らせ

ご自宅の **リフォーム・取り壊し** をする際には



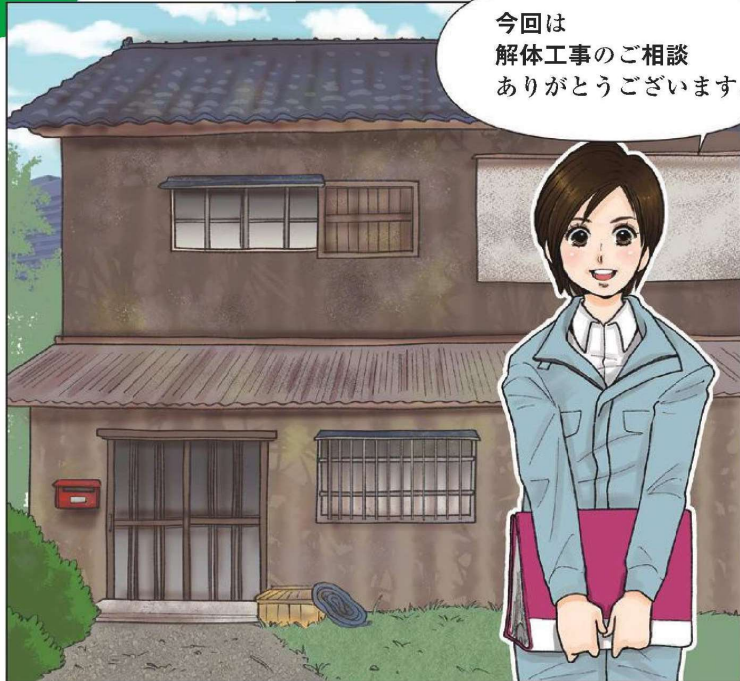
アスベスト が使用されているか否か、**資格者による調査** が必要となります。



scene

1

私たちにお任せください

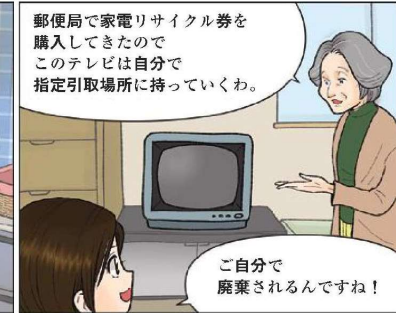


私たちに任せください

scene

2

残置物の処理は誰の責任?



家電リサイクル券とは?

家電リサイクル法で指定された家電4品目は、一般の廃棄物とは別にその処分方法が定められており廃棄する際に必要となる券のこと

冷蔵庫・冷凍庫 洗濯機・衣類乾燥機

テレビ エアコン

解体工事までに家電リサイクル券を購入しての廃棄が必要です。

持ち込み先も指定されていますので、ご確認ください。



Scene 1 解体工事業の登録

建設リサイクル法により、分別解体等の施工技術を確保し、不良・不適格解体業者を排除するために、解体工事業の都道府県知事の登録が義務付けられています。

建設業の許可を必要としない軽微な工事(請負金額が、建築一式工事の場合は1,500万円未満、それ以外の工事については500万円未満の工事)に該当する解体工事を請け負おうとする場合に、解体工事業を行おうとする区域を管轄する知事の解体工事業者の登録を受けなければなりません。

また、登録にあたっては、技術管理者が選任されていることが必要です。

●建物解体工事に必要な資格

請負金額が500万以上の建物解体工事	解体工事業の許可（建設業法）
請負金額が500万未満の建物解体工事	土木工事業又は、建築工事業又は、解体工事業の許可（建設業法） 管轄する都道府県で解体工事業の登録（建設リサイクル法）

●解体工事業登録の申請の窓口

登録申請者	① 三重県内に本社をおく者	県 建設事務所 総務・管理室 総務課 又は総務・管理・建築室 総務課
	② ①以外の者	県土整備部 建設業課

登録を受けないで解体工事業を営んだ者：一年以下の懲役又は50万円以下の罰金

Scene 2 残置物の取り扱い

建築物の解体時に「**施主(発注者)**=**建築物の所有者**」が残置した廃棄物(残置物)は、建築物の解体に伴い生じた廃棄物(解体物)とは異なり、その処理責任は**施主(発注者)**にあります。

残置物のうち廃家電4品目は、施主(発注者)に家電リサイクル法に基づき処理をするように依頼してください

残置物は、**施主(発注者)**に処理責任があり、撤去するのが本来のルールであることを**元請業者は施主(発注者)**に説明の上、廃家電4品目については家電リサイクル法に則した適正な処理(廃棄)を依頼してください。

家電4品目とは

家電リサイクル法の対象品目である「**エアコン**」「**テレビ**」「**冷蔵庫・冷凍庫**」「**洗濯機・衣類乾燥機**」(いずれも家庭用機器に限る)のこと。

※事業所で使われている家庭用機器(家電4品目)も、家電リサイクル法の対象です。

家電4品目の持ち込み方法	手 順
家電販売店に処理を依頼	購入した家電販売店にリサイクル料金等を支払って引取を依頼
自分で指定引き取り場所に持参	郵便局でリサイクル料金を支払い指定引き取り場所に持ち込む
一般廃棄物収集運搬業者に運搬を依頼	郵便局でリサイクル料金を支払い、指定引き取り場所までの運搬を依頼する。(収集運搬費用がかかります)

scene
3

事前調査・確認(分別解体等の計画等の作成)

事前調査・確認(分別解体等の計画等の作成)



scene
4

事前調査・確認

(フロン類を使用した機器、石綿(アスベスト)の有無)

事前調査・確認(フロン類を使用した機器、石綿(アスベスト)の有無)



Scene3 建設リサイクル法の対象工事等

特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事または特定建設資材を使用する新築工事等で、一定規模以上の建設工事については、現場で分別解体することが義務付けられています。

さらに、分別解体することによって生じた特定建設資材の廃棄物について、再資源化等が義務付けられています。

●特定建設資材とは・・・

●一定規模以上の建設工事とは・・・

特定建設資材

- ①コンクリート
- ②コンクリート及び鉄からなる建設資材
- ③木材
- ④アスファルトコンクリート

一定規模以上の建設工事（対象建設工事）

工事の種類	規模の基準
建築物の解体	延床面積 80 m ²
建築物の新築・増築	延床面積 500 m ²
建築物の修繕・模様替（リフォーム等）	請負金額 1億円
建築物以外の工事（土木工事等）	請負金額 500万円

Scene3 事前調査と分別解体等の計画等

建設リサイクル法の対象建設工事の契約前には、対象建築物等についての調査を実施し、「分別解体等の計画等」を作成しなければなりません。

(建り法第9条第1項、同第2項、建り法施行規則第2条第1項1号、同2号)

「分別解体等の計画等」について

分別解体等の計画等は別表1「建築物に係る解体工事」、別表2「建築物に係る新築工事等」、別表3「建築物以外のものに係る解体工事または新築工事」があります。

工事の種類に応じた法定様式を参照してください。

(法定様式は三重県のホームページからダウンロードできます。)

石綿(アスベスト)・フロンが使用されている場合は『有』にチェックを入れてください。

備考欄に、特定建設資材廃棄物別に搬入を予定している再資源化等を行う事業者名を記入してください。

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に関する要綱(三重県R3. 4月)

分別解体等の計画等の記入例など詳しくは「マンガでよくわかる！解体工事(元請編)」P9を参照してください。

分別解体等の計画等 (建築物に係る解体工事)

別表1		(A4) 建築物に係る解体工事	
分別解体等の計画等			
建築物の構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他()		
建築物に関する調査の結果	築年数 年、棟数 棟 その他()		
周辺状況	周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他() 敷地境界との最短距離 約 m その他()		
建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容	
作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他()		
搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他()		
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	残存物品 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無 特定建設資材への付着物 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無 他法(石綿(大気汚染防止法・安全衛生法石綿則) <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無 フロン(フロン(業務用のエアコン・冷凍冷蔵庫のラフロン類が使われているもの) <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無 その他()		
工程ごとの作業内容	①建築設備・内装材等	建築物・内装材等の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	⑤その他	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	工事の工程の順序	上記の工程における①→②→③→④の順序 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他()	
	<input type="checkbox"/> 内装材に木材が含まれる場合	①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 不可の場合の理由()	
廃棄物発生見込み	建築物に用いた建設資材の量の見込み	トン	発生が見込まれる部分(注) <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④
	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み	種類	発生が見込まれる部分(注) <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④
	発生が見込まれる建築物の部分	コンクリート塊	トン
		アスファルト・コンク	トン
		建設発生木	トン
		トン	トン
備考	備考欄には、特定建設資材に「レ」を付すこと。		

Scene 4 業務用冷凍空調機器の事前確認

• 特定解体工事元請業者の義務

- 特定解体工事元請業者は第一種特定製品の有無について**事前確認**を行い、特定解体工事発注者に対して**書面（事前確認書）を交付して説明**（法第42条）

- **当該書面の写しを3年間保存**（法第42条）

※書面は発注者・解体業者（元請）それぞれが保存する。

業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）

業務用空調機器 冷凍冷蔵ショーケース 定置型冷凍冷蔵ユニット ターボ式冷凍機等

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

第一種特定製品事前確認結果説明書

交付年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
※交付の日から3年間保存

(特定解体工事発注者)
氏名又は名称
住所

(特定解体工事元請業者)
氏名又は名称
住所

責任者氏名：
電話番号：

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 42 条第 1 項の規定により、下記の工事において全部又は一部を解体する建築物等における第一種特定製品の設置の有無の確認結果について、下記のとおり説明します。

記

特定解体工事の名称 _____

特定解体工事の場所 _____

第一種特定製品（フロン類を使用する業務用冷凍空調機器）の設置の有無		
□あり		□なし
フロン類回収済み	フロン類未回収	
エアコンディショナー 台	エアコンディショナー 台	□当初から設置なし □撤去済み
冷蔵機器及び冷凍機器 台	冷蔵機器及び冷凍機器 台	□家庭用機器のみ
※以下、発注者と受注者で協議の上、記載 ・フロン類回収済みの機器の引取証明書 の写しの廃棄物処理業者等への交付 □発注者が実施 □受注者が実施	※以下、発注者と受注者で協議の上、記載 ・フロン類の回収 □発注者が実施 □受注者が実施 ・フロン類回収後の引取証明書の写し の廃棄物処理業者等への交付 □発注者が実施 □受注者が実施 ・フロン類の回収等に係る費用 □当初契約に計上 □設計変更対象	※家庭用エアコン等の家電リサイクル法対象機器については、発注者の責任において事前に同法に基づき処理してください。

(注意事項)

- ・フロン類の回収をせずにみだりに放出した場合、放出をした者が罰せられます。
- ・フロン類の回収をせずに第一種特定製品の廃棄等を行うと、廃棄等を行った者(発注者)が罰せられます。
- ・廃棄物処理業者等に対して第一種特定製品の引取り等を依頼する際には、引取証明書の写しの交付が必要です。受注者を介して廃棄物処理業者等へフロン類回収済みの機器を引き渡す場合は、引取証明書の写しを受注者に渡す必要があります。提供されない場合には、第一種特定製品の処分を行うことができず、工事の工程及び費用に影響を及ぼすおそれがあります。

Scene 4 フロン類の回収

業務用冷凍空調機器の廃棄物・リサイクル業者への引き渡し手順

- ①発注者が第一種フロン類充填回収業者に回収する方法
- ②発注者から**委託確認書**の交付を受け元請会社が充填回収業者に回収を依頼する方法
→**引取証明書**の写しとともに引取等実施者（廃棄物・リサイクル業者）に当該機器を引き渡し

- ・フロン類をみだりに放出した場合（法第86条違反）、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられる。
- ・引取証明書等によりフロン回収済みであることを確認できない機器の引渡しは違法（法第45条違反、令和元年改正から、フロン類を回収しないままの機器廃棄は直接罰の対象）
- ・委託確認書の交付・写しの保存義務（法第43条2項）違反は直接罰の対象

Scene 4 石綿含有建材のレベル分類

レベル1	レベル2	レベル3
<p>【石綿含有吹付け材】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①吹付け石綿 ②石綿含有吹付けロックウール(乾式) ③湿式石綿吹付け材(石綿含有吹付けロックウール(湿式)) ④石綿含有吹付けバーミキュライト ⑤石綿含有吹付けパーライト 	<p>【石綿含有耐火被覆材】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①耐火被覆板 ②けい酸カルシウム板第二種 <p>【石綿含有断熱材】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①屋根用折版裏石綿断熱材 ②煙突用石綿断熱材 <p>【石綿含有保温材】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①石綿保温材 ②けいそう土保温材 ③パーライト保温材 ④石綿含有けい酸カルシウム保温材 ⑤不定形保温材(水練り保温材) 	<p>【その他石綿含有成形板】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①石綿スレート ②けい酸カルシウム板第一種 ③住宅屋根用化粧スレート ④押出成形セメント板 ⑤窯業系サイディング ⑥パルプセメント板 ⑦スラグせっこう板 ⑧フロー材 ⑨ロックウール吸音天井板 ⑩石膏板(ボード) ⑪石綿円筒 ⑫ビニル床タイル ⑬その他石綿含有成形板
特別管理産業廃棄物		産業廃棄物

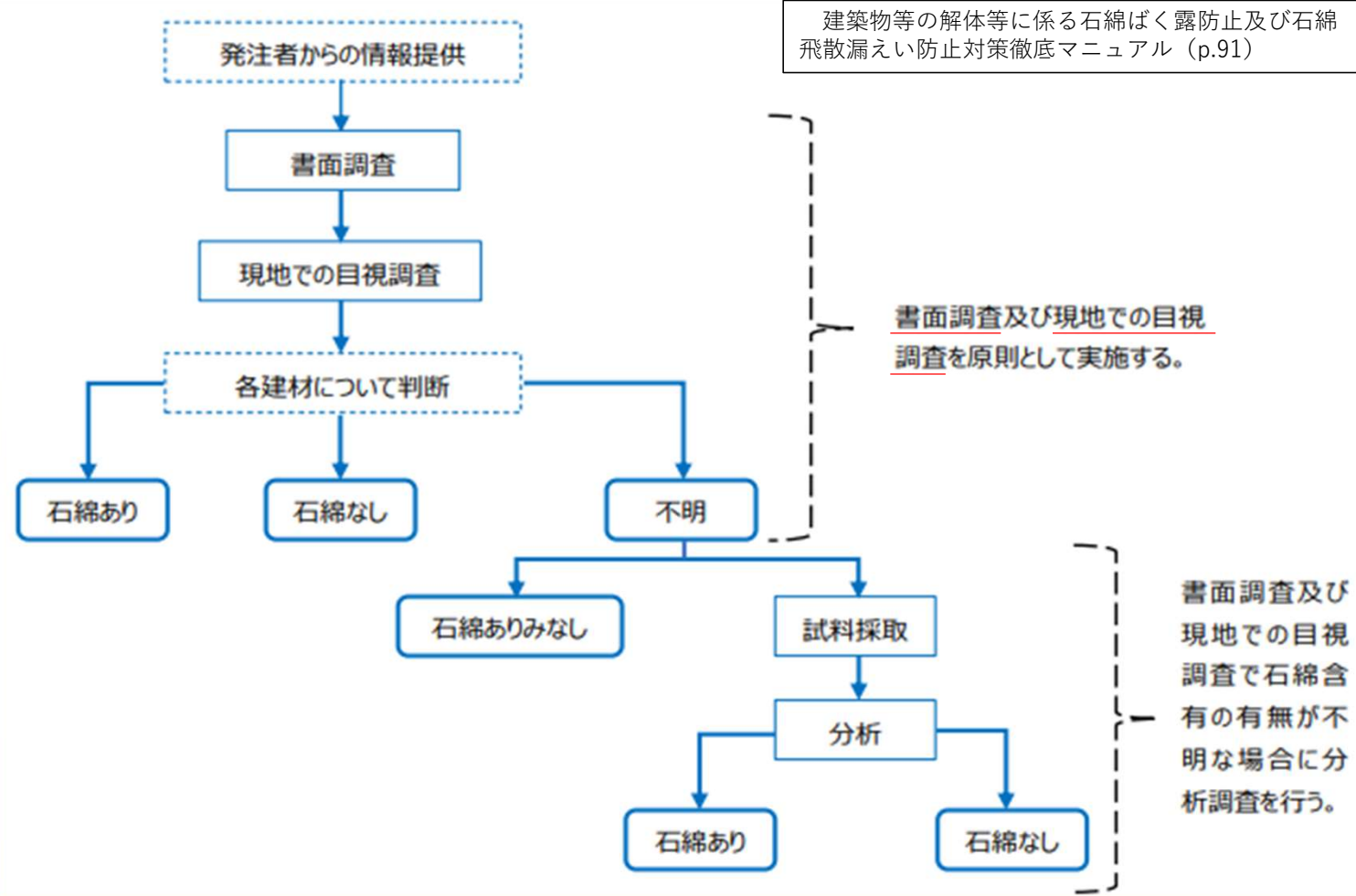
厚生労働省 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル
(厚生労働省・環境省 令和3年3月)より抜粋

Scene 4 石綿の有無に関する事前調査

事前調査の概念図

(大防法第18条の15第1項)

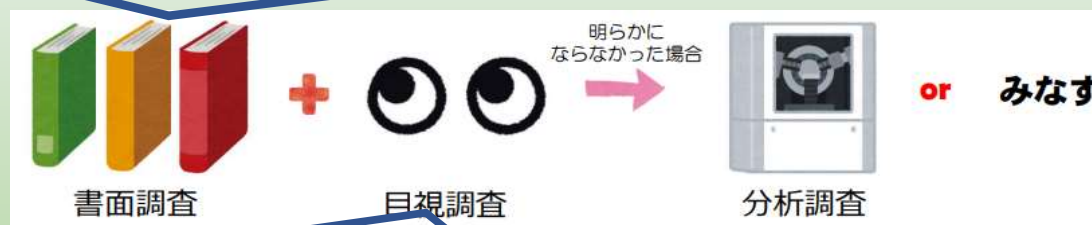
解体等工事の元請業者は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、設計図書その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査その他の環境省令で定める方法による調査を行うとともに、環境省令で定めるところにより、当該解体等工事の発注者に対し、次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。



Scene 4 石綿の有無に関する事前調査

○書面調査

- ・設計図書等により、解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した日、使用されている建築材料の種類を確認。
- ・使用されている建築材料のうち石綿が使用されている可能性があるものについて、石綿（アスベスト）含有建材データベース（<https://www.asbestos-database.jp/>）等を使用して石綿の含有の有無を確認。
※ただし、石綿（アスベスト）含有建材データベースに記載がないことをもって石綿含有無しと判断してはならない。



○現地での目視調査

- ・解体等工事に係る建築物等において設計図書と異なる点がないか、現地で建築材料に印字されている製品名や製品番号等を網羅的に確認し、特定建築材料に該当する可能性のある建築材料を特定する。
- ・書面調査及び現地での目視調査で石綿含有の有無が把握できず、分析調査を行う場合は、現地で当該建材を採取する。

※詳細は、建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル付録1「事前調査の方法」を参照してください。

Scene 4 石綿の有無に関する事前調査

【令和2年11月30日施行通知】

除去等を行う材料が、木材、金属、石、ガラス等の石綿が含まれていないことが明らかなものであって、当該材料の除去等を行うときに周囲の材料を損傷させるおそれがない作業等

解体等工事に該当しないため、事前調査も不要

解体等工事が平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当することが設計図書等の書面により明らかである場合

特定建築材料の有無の目視による調査、調査者等による調査は不要

Scene 4 石綿の有無に関する事前調査

- 調査を適切に行うために必要な知識を有する者による事前調査
- 建築物石綿含有建材調査者等：令和5年10月1日～
- 工作物石綿事前調査者：令和8年1月1日～

事前調査を行うことができる者

- ① 特定建築物石綿含有建材調査者（特定調査者）
- ② 一般建築物石綿含有建材調査者（一般調査者）
- ③ 一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て等調査者）^{※3}
- ④ 令和5年9月30日以前に（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録されている者。



工作物石綿事前調査者

※一戸建て等調査者は一戸建て住宅や共同住宅の内部のみ事前調査を行うことができます。

Scene 4 石綿の有無に関する事前調査

- 事前調査結果の記録作成・保存

工事概要、建築物等の概要、事前調査を行った部分、方法、結果及び判断根拠等を記録する。

「事前調査を行った者が調査者等に該当することを証明する書類」も併せて保存。

保存期間：解体等工事が終了した日から **3年間**

- 施主（発注者）への調査結果説明

書面により事前調査結果の結果等を説明

- 都道府県知事への報告

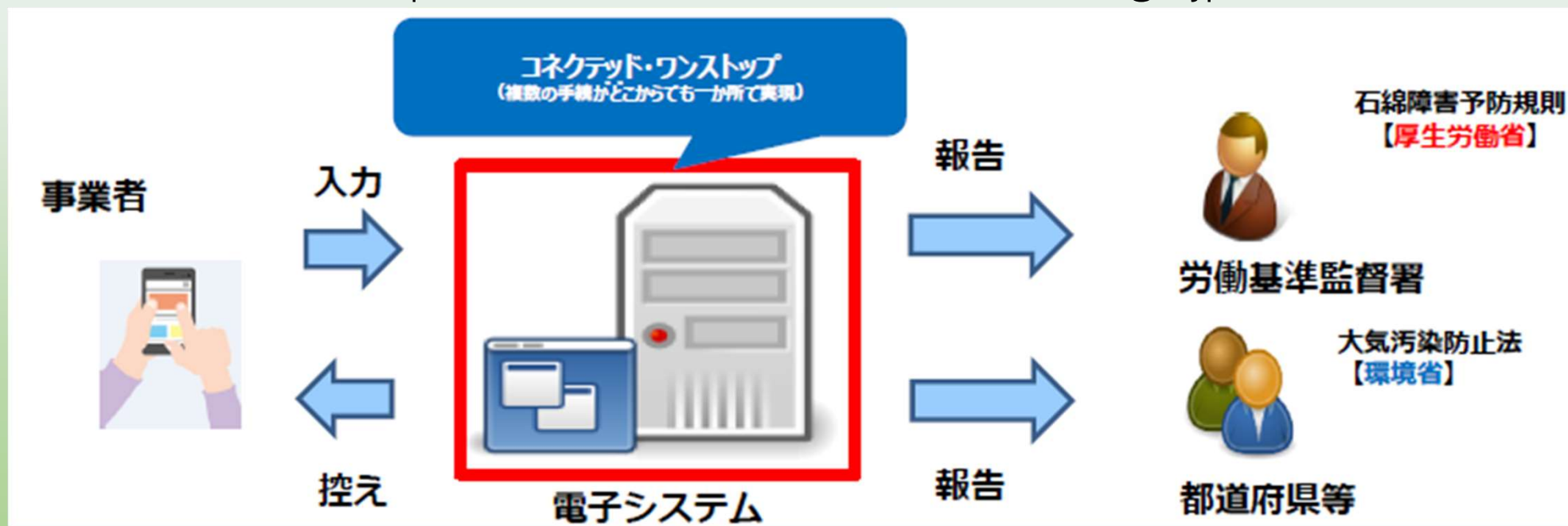
- 一定規模以上の解体等工事では、事前調査を行ったときは**遅滞なく**都道府県知事に報告。



Scene 4 石綿の有無に関する事前調査

事前調査結果は、電子システム（Gビズ）により報告

「石綿事前調査結果報告システム」
<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/>



事前調査結果の施主への説明書、完了報告書、現場の看板については、Gビズに入力したデータを活用し、環境省のホームページにあるツールを用いて作成することができるようになっています。

scene

5

元請業者から施主(発注者)へ解体計画の説明と解体工事の請負契約

先日の調査結果をもって工事について説明に伺いました。

建設リサイクル法に基づく「分別解体等の計画等」には先日の調査結果と、解体工事の方法や産業廃棄物の発生見込量を記載しています。

また、産廃条例の説明書には、今回の解体工事に伴って発生する全ての産業廃棄物の種類別の発生見込量や処理費用などが記載してあります。

ここに確認した旨のサインをいただけますか。こちらで5年間保管しておきます。

調査の際にもご説明しましたが、フロン排出抑制法に該当する機器がないことを確認した事前確認書を、そして天井に石綿含有建材を確認した事前調査の説明書面をお渡します。

フロンの方は3年間の保存義務があるので、大切に保管しておいてください。解体工事の請負契約書には分別解体の方法や費用等も記載しています。ご納得いただけましたら押印をお願いします。

たくさん産業廃棄物が出るのね～。

分かりました。よろしくお願いたします。

あ！最後に重要なことをお願いします。

工事着手7日前までにお願いします。

私から出すんですね。わかりました。

ありがとうございます！これが解体工事の請負契約書となります。しっかりと法令を守った工事を最後まで徹底します。

施主さんから建設リサイクル法の受付窓口へ届出が必要なんです。

よろしくお願いたします。

元請業者から施主(発注者)へ解体計画の説明と解体工事の請負契約

Scene 5 元請業者から施主への解体計画の説明

分別解体等の計画等(建設リサイクル法)

建設リサイクル法の対象建設工事の契約前には、作成した「分別解体等の計画等」に基づき、届出に係る事項について書面で説明する必要があります。(対象建設工事や「届出に係る事項」についてはP8、P16参照)

フロン類の確認結果(フロン排出抑制法)

事前確認書を渡して、フロン排出抑制法に該当する機器の有無を説明する必要があります。事前確認書は施主(発注者)及び元請業者それぞれが3年間保存する必要があります。

※該当する機器がない場合でも書面を保存してください。

石綿の事前調査説明書面(大気汚染防止法)

説明書面を渡して、石綿含有建材の有無を説明する必要があります。説明書面の写しは、元請業者が、事前調査結果の記録とともに工事終了後3年間保存してください。

発生する産業廃棄物の説明(産廃条例)

解体工事を始める前に、産廃条例に基づき、**解体工事で生ずる全ての産業廃棄物**について以下の説明をして、内容の確認を受ける必要があります。

産業廃棄物の種類

産業廃棄物の種類ごとの、

- ① 発生見込量
- ② 予定処分先
- ③ 予定処分方法
- ④ 処理費用

※元請業者には説明に用いた書面の写しを5年間保存する義務があります。

※対象工事や様式等の産廃条例の詳細はP34、P35を参照

Scene 5 元請業者から施主への解体計画の説明

発注者への説明

建設リサイクル法の対象建設工事の契約前には、元請業者は届出に係る事項について発注者へ書面で説明しなければなりません。（建リ法第12条）

建設リサイクル法では、対象建設工事の事前届出を発注者に義務付けていますが、実際に分別解体等を実施するのは、工事の元請業者です。分別解体等が適正に実施されるためには、発注者の届出の内容と発注者・元請業者間の請負契約の内容が一致していることが必要となります。このため、元請業者は、作成した「分別解体等の計画等」に基づき、届出事項について書面で説明しなければなりません。発注者はそれを受領・確認することが必要です。

工事請負契約

建設リサイクル法の対象建設工事の請負契約の際は、分別解体等・再資源化等に要する費用などについて契約書に記載しなければなりません。
（建リ法第13条、分別解体等省令第4条）

■ 契約書記載事項

建設業法第19条第1項に定めるもの十

- ①分別解体等の方法
- ②解体工事に要する費用
- ③再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- ④再資源化等に要する費用

Scene 5 建設リサイクル法に係る事前届出

建設リサイクル法に係る事前届出の手順

いつ?

工事に着手する日の **7日前**までに届出書の提出

誰が?

発注者（受注者は、業として行わないのであれば、代理、代行できる）

どこに?

県の建設事務所または、市の届出窓口



何を?

届出書・分別解体等の計画等・添付資料を提出

届出をせず、または虚偽の届出をした者：**20万円以下の罰金**

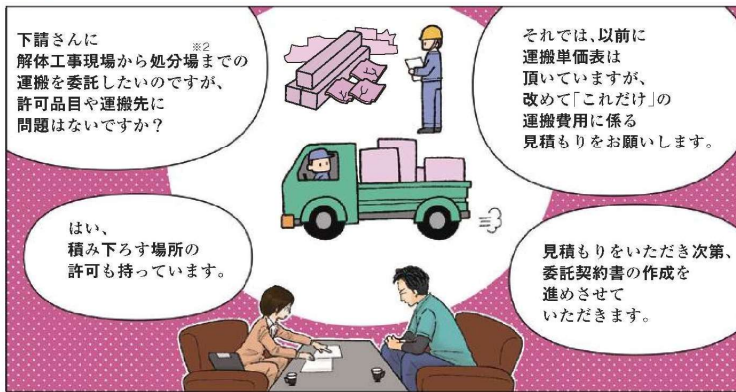
●届出に必要な書類

書類名	説明
①届出書	省令様式（国の様式）
②別表1～3のうちいずれか	省令様式（国の様式） ※工事種別により対応する別表を添付 ・解体工事 → 別表1 ・新築等工事 → 別表2 ・建築物以外の工事 → 別表3
③案内図	工事現場が特定できる地図 （工事現場を赤色で明示）
④設計図等	a.かb.のうちいずれかの図書 a.配置図、2面以上の立面図、各階平面図 b.建築物の状況が分かる2面以上のカラー写真
⑤工事の概略工程表	届出書5欄に記入できない場合（様式は任意）
⑥委任状	届出を委任する場合は必要（県要綱にて様式を規定）

建築物	津市、四日市市、 鈴鹿市、桑名市、 松阪市内	当該市役所担当課
	上記以外	県の建設事務所 建築開発室、又は総務・管理・建築室 建築開発課
	伊賀市、名張市、 亀山市内の4号建築物 が対象の場合	当該市役所 担当課 （ただし県の許可を必要とする建築物を除く）
建築物以外	津市、四日市市、 鈴鹿市、桑名市、 松阪市内	当該市役所 担当課
	上記以外	県の建設事務所 事業推進室 工事統括課

scene
6-1

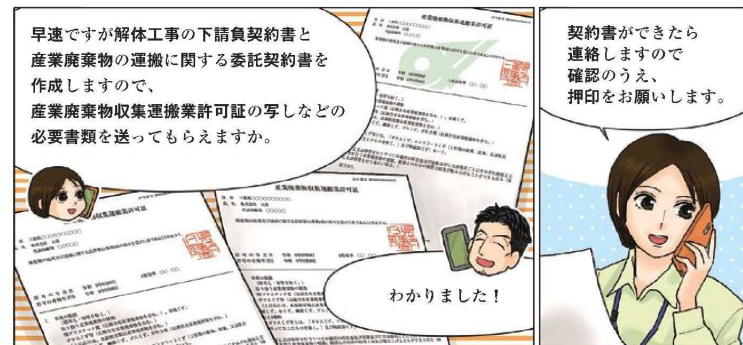
解体工事の下請負契約と 産業廃棄物の処理委託契約



※1: 産業廃棄物処理法第7条で処分先の実地確認が義務付けられています。
※2: 解体工事現場の外で保管する場合は、廃棄物処理法第12条第3項若しくは、産業廃棄物処理法第8条に基づく届出が必要なケースがあります。(詳細は「下請・収集運搬業者編」P23を確認ください。)

scene
6-2

解体工事の下請負契約と 産業廃棄物の処理委託契約



Scene 6 下請負契約時の届出事項の告知・確認

建設リサイクル法の対象建設工事の下請契約を結ぶに当たって、下請負人に届出事項について、告知しなければなりません。（建リ法第12条第2項）

また、当該下請負契約の際には、分別解体・再資源化等に要する費用などについて契約書に記載しなければなりません。

（建リ法第13条、分別解体等省令第4条）

下請業者が適切な見積や適正な施工を行うためには、発注者が届出た分別解体等の方法を理解していなければなりません。

そのため、対象建設工事の元請業者は、届出事項について、下請業者へ告知しなければなりません。

また、下請負契約では、発注者と元請業者との契約と同様に右記の①～④の内容を契約書面に記載する必要があります。

■ 契約書記載事項

- ①分別解体等の方法
- ②解体工事に要する費用
- ③再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- ④再資源化等に要する費用

● 下請契約書記載事項の留意点

③、④の再資源化等に関する施設名称や費用については、通常は元請が排出者となることから、原則として「該当なし」、「0円」となります。

Scene 6 建設工事に伴い生ずる産業廃棄物の処理責任

- 建設工事に伴い生ずる廃棄物は、建設工事の注文者から直接建設工事を請け負った建設業を営む者（元請業者）が排出事業者となり、自らの責任において廃棄物処理法に従い、適正に処理する責任を有します。
元請業者から建設工事の全部又は一部を請け負った下請業者は、原則、その工事で生ずる廃棄物を排出事業者として処理したり、他人に委託することはできません。
- 建設工事とは、土木建築に関する工事で建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含みます。
- 下請業者は、廃棄物処理業の許可を有し、元請業者から適法な委託を受けた場合は、廃棄物の収集運搬や処分が可能となります

廃棄物処理法第21条の3第1項（建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する例外）

土木建築に関する工事（以下「建設工事」という。）が数次の請負によつて行われる場合にあつては、当該建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理についてのこの法律の規定の適用については、当該建設工事の注文者から直接建設工事を請け負った建設業を営む者（「元請業者」）を事業者とする

Scene 6 産業廃棄物処理委託契約の原則

産業廃棄物の処理委託時には、排出事業者と処理業者の役割と責任を明確にするため、書面により委託契約書を締結することとされています。委託契約時には次の原則を遵守する必要があります。

項 目	内 容
二者契約	排出事業者は、収集運搬については収集運搬業者と、処分については処分業者とそれぞれ契約を締結しなければなりません。ただし、収集運搬と処分を同一の業者に委託する場合は1つの契約書で締結できます。
書面契約	契約書は書面で契約を行うことが必要です。 e-文書法により電子的な方法による契約の作成・交付・保存が可能となっています。
法定記載事項	廃棄物処理法に定める記載事項をもれなく契約書にもりこまなければなりません。
添付書類	契約内容に該当する処理業の許可証の写しを添付しなければなりません。
5年間保存	契約の終了日から5年間、契約書を保存することとされています。

Scene 6 委託契約書の法定記載事項

委託契約書の法定記載事項（共通事項）

- ①委託する（特別管理）産業廃棄物の種類及び数量
- ②委託契約の有効期間
- ③委託者が受託者に支払う料金
- ④受託者の事業の範囲
- ⑤委託者の有する適正処理のために必要な事項に関する情報
- ⑥委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物に係る性状等の情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項
- ⑦受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
- ⑧契約解除時の処理されない（特別管理）産業廃棄物の取扱いに関する事項

運搬委託契約書の記載事項

- ⑨運搬を委託する際に必要な事項
 - ・ 運搬の最終目的地の所在地
- ⑩積替え保管をする場合は次も含む
 - ・ 積替え又は保管の場所の所在地並びに保管できる産業廃棄物の種類及び保管の上限
 - ・ 安定型産業廃棄物と他の排出事業者の産業廃棄物との混合の許否 等

処分委託契約の記載事項

- ⑪処分又は再生を委託する際に必要な事項
 - ・ 処理施設の所在地・処分又は再生の方法及び処理能力
- ⑫当該産業廃棄物が許可を受けて輸入された廃棄物であるときは、その旨
- ⑬処理後に残渣が発生する場合は次を含む
 - ・ 最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び処理能力

Scene 6 産業廃棄物処理委託時の実地確認

平成22年の廃棄物処理法の改正により、**排出事業者に対して**、産業廃棄物の処理を委託する場合において**処理の状況に関する確認を行う努力義務規定**が定められました。

三重県産廃条例では、独自に、委託しようとする処分業者が当該産業廃棄物を処分するための能力を現に有していることを確認し、記録して5年間保存しておくことを定めています。

さらに、一年を経過した日以後引き続き当該処分業者に委託しようとするときも確認を行うよう定めています。

確認の方法

- 1 自ら**実地に調査**し、及び確認すること。
- 2 自らの責任において、実地に調査している者から聴取し、及び確認すること。
- 3 優良産廃処理業者（優良認定取得後に特定不利益処分を受けていない者に限る）が公開している情報により、自ら確認すること。

記録する項目

- 1 確認の年月日
- 2 確認の方法
- 3 委託に係る産業廃棄物を処理する施設における処分の状況
- 4 委託に係る産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の残存容量の有無
- 5 委託に係る産業廃棄物の保管の状況

終 了